

カミングアウトとアウティング

カミングアウトとは

性的マイノリティの当事者が自分の意志で、自身の性的指向や性自認(SOGI)を誰かに打ち明けること。

カミングアウトするかどうかは、本人の自由な意思によるべきであり、本人がカミングアウトするのを止めたり、逆に強制したりすることは不適切です。

また、当事者がカミングアウトする際は、落ち着いた話を聞き、受け止めることが大事です。

アウティングとは

当事者の性のあり方を、本人の同意なく第三者に暴露すること。

性的指向や性自認(SOGI)といった個人情報を、たとえ善意であっても、本人の同意なく、第三者に伝えてしまうことは、当事者にはとても苦痛になります。どうしても話す必要のある場面では、必ず本人の同意を得るなど、情報管理を徹底する必要があります。

《一人ひとり、今日からできること》

ことばに注意

侮辱的なことばや性的マイノリティの方を見下した不用意な発言は、決してしないようにしましょう。

性別で限定しない

同性のパートナーの場合もあります。

異性のパートナーを前提とした表現は使わないようにしましょう。

性別の固定観念を考え直す(性の多様性の理解)

「男性(女性)だから〇〇」といった、性別を前提とした表現をしていませんか？

相談先・相談窓口

LGBT電話相談

☎082-207-3130

＜受付時間＞ 毎週土曜日 10:00~16:00
(祝日・年末年始を除く。)

みんなの人権110番

☎0570-003-110

＜受付時間＞平日 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く。)

女性の人権ホットライン

☎0570-070-810

＜受付時間＞平日 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く。)

子どもの人権110番

☎0120-007-110

＜受付時間＞平日 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く。)

外国人権相談ダイヤル

☎0570-090-911

＜受付時間＞ 平日 9:00~17:00
(祝日・年末年始を除く。)

英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

インターネット人権相談

＜受付窓口＞



LINEによる相談

＜受付時間＞ 8:30~17:15
アカウント名:「SNS人権相談」
検索ID: @snsjinkensoudan



発行: 東広島市生活環境部人権男女共同参画課

(令和5年6月発行)

LGBTQ+ ってなに？

みんな、いろいろ
「自分の色」を大切に

性を構成する4つの要素

一人ひとりの性のあり方（セクシュアリティ）は、主に4つの要素の組み合わせで成り立っており、その組み合わせは多様です。

○生物学的性（身体の性） Biological Sex

身体的特徴から判断される性別（戸籍等の性）

○性的指向（好きになる性） Sexual Orientation

恋愛や性的欲求の対象となる性

○性自認（心の性） Gender Identity

自分がどの性別である（ない）かの認識

○性表現（表現する性） Gender Expression

服装や言葉遣い、振舞い方等で表現される性

LGBT/LGBTQ+

LGBT（LGBTQ+）は、性的マイノリティ（性的指向や性自認等のあり方が少数派である人）を広く表す言葉の一つ。

L…レズビアン（女性の同性愛者）

G…ゲイ（男性の同性愛者）

B…バイセクシュアル（両性愛者）

T…トランスジェンダー（生物学的性に対し、性自認が一致しない人や違和を感じる人）

Q…クエスチョニング（自身の性別や性的指向に揺れを感じ特定できないと考える人）

+…プラス（L・G・B・T・Qだけでは表しきれない多様なセクシュアリティを指します。）

SOGI

SOGI（ソジ）とは、性的指向と性自認の頭文字を取ったもので、全ての人々が持っている属性です。性表現を組み合わせ**SOGIE**（ソジー）と表現されることもあります。

東広島市パートナーシップ宣誓制度

一方または双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係（パートナーシップ）であることを宣誓し、市がその宣誓の事実を証明するものが、「東広島市パートナーシップ宣誓制度」です。（法的効力はありません。）



宣誓できる人（必要な要件）

一方または双方が性的マイノリティであり、次の要件をすべて満たす方。

- 1 パートナーシップにある2人のうち、いずれか一方が市内に住所を有し、又は宣誓の日から原則14日以内に市内への転入を予定していること。
- 2 成年に達していること。
- 3 配偶者（事実上の婚姻関係を含む）がいないこと。
- 4 宣誓予定の相手以外と宣誓していないこと。
- 5 2人の関係が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族）でないこと。

※ただし、2人が養子縁組をしている場合は宣誓できます。

宣誓日の予約

宣誓を希望する日の一週間前までに、人権男女共同参画課へ、電話・ファックス・メールで予約してください。

【電話】082-420-0927 【FAX】082-422-2040

【メール】hgh200927@city.higashihiroshima.lg.jp

宣誓当日

- 1 宣誓に必要な書類をご用意のうえ、2人そろってお越しください。
- 2 パートナーシップ宣誓書に署名し、宣誓します。
- 3 「パートナーシップ宣誓書受領証」（1通）、「パートナーシップ宣誓書受領カード」（1人1枚）を交付します。（3種類からお好きなデザインを選択できます。）



受領証（A4サイズ）



受領カード（名刺サイズ）

- ※書類に不備や不足がある場合、交付を延期することがあります。
- ※宣誓の費用は無料です。（ただし、必要書類の交付手数料等は実費が必要です。）
- ※宣誓場所は市役所本庁で、原則個室で行います。
- ※受領証、受領カードに記載するお名前には、通称名をご使用いただけます。

その他

宣誓に必要な書類、受領証等の再交付など制度に関することは、市のホームページをご覧ください。直接、お問い合わせください。

また、市のホームページでは、「性の多様性」に関する情報も掲載しています。



パートナーシップ宣誓制度



性の多様性